

「令和 7 年度 可児の企業魅力発見フェア」委託業務
公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

主に可茂地区の高校生と地元企業のマッチング事業（高校生対象の合同企業説明会）を開催するにあたり、魅力的なイベントとするため、豊富な経験と高度な専門知識を有し、企画提案や運営を的確に支援できる最適な委託事業者をプロポーザル方式にて選定し、効率的、効果的に業務遂行することを目的とする。

2 業務の概要

（1）業務名

「令和 7 年度 可児の企業魅力発見フェア」委託業務

（2）業務内容

可茂地区の高校生と地元企業のマッチング事業（高校生対象の合同企業説明会）を開催するにあたり、企画や実施、その他これに伴う業務の全般的な支援を行う。

（3）業務実施の背景

人口減少社会を迎え、市内中小企業にとって、人材の確保が大きな経営課題となっている。そのような中で、地元高校生が将来市内企業に就職することができるよう働きかけ、市外流出を抑止していくことが不可欠である。そこで、市内企業及び地元高校生を一堂に集めた合同企業フェアを開催し、市内企業に対する高校生の理解を深め、市内定着に向けた機運醸成を図るものとする。

（4）履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

（5）業務の内容

別紙「令和 7 年度 可児の企業魅力発見フェア」委託業務仕様書のとおり

（6）見積限度額

2,300,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （3）参加者（個人である場合はその者）もしくは参加者の役員等（支店または営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年可児市訓令甲第 47 号）に基づく排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- （4）企画提案会の日において、可児市競争入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること

- (5) 本プロポーザルの参加申込期限日から契約日までの間において、本市から入札参加資格にかかる指名停止を受けていないこと。
- (6) 本プロポーザルの参加申込期限日から契約日までの間において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 国及び地方自治体等から受託して本委託事業に類する事業の実施業務を行った実績があること。

4 担当課

可児市経済交流部 商工振興課 商工労働係 担当：平井、米本
〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地
電話 0574-62-1111（代表）
FAX 0574-63-4754
メール syokosinko@city.kani.lg.jp

5 選定スケジュール

	実施内容	実施期日
1	実施要領の公表	令和7年7月31日（木）
2	質問受付期間	令和7年7月31日（木）から令和7年8月6日（水）
3	質問回答期限	令和7年8月7日（木）
4	参加意思表明書提出期限	令和7年8月22日（金）
5	企画提案書等提出期限	令和7年9月4日（木）
6	企画提案会	令和7年9月12日（金）
7	審査結果通知	令和7年9月16日（火）※予定

6 参加申込み

事業者は、本要領および仕様書の内容を確認したうえで、プロポーザル参加意思表明書（様式1）により参加意思を届け出るものとする。

(1) 参加意思表明書提出期限

令和7年8月22日（金） 午後4時必着

(2) 提出先および方法

担当課へ直接持参または郵送

7 質問及び回答

本プロポーザルの内容に関して質問のある事業者は、質問書（様式2）に要旨を簡潔にまとめ、担当課まで電子メールにより提出すること。

(1) 質問の提出期限

令和7年8月6日（水） 午後4時必着

(2) 回答方法

令和7年8月7日（木）に回答書を市ホームページに掲載する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 10部（原本1部、写し9部）

イ 見積書（税込）1部

※様式については任意であるが、仕様書の内容に従い作成すること。

※企画提案書に見積書（写し）を添付すること。

※提出された提案書及び添付資料は返却しない。

注）審査を公平公正に実施するため、企画提案書及び見積書に事業所名を特定または、推測させるような記載はしないこと。

（2）提出期限

令和7年9月4日（木） 午後4時必着

（3）提出先および方法

担当課へ直接持参または郵送（発送記録の残る方法で送付すること。）

（4）提出書類の修正および変更

書類提出後は原則として修正および変更は認めないが、選定委員長と協議し、提案説明に支障が生じる等やむを得ないと判断された場合は、この限りではない。

9 企画提案会

（1）企画提案会の実施について

企画提案書等の書類について、企画提案者からプレゼンテーションおよびヒアリングを行う。1事業者の提案内容説明時間は20分以内とし、その後ヒアリングを10分間程度実施する。なお、パソコンの持ち込みは可能とし、事前に提出した企画提案書等以外の資料配付は不可とする。また、提案会にて市所有のミーティングボード（MAXHUB）を使うことを可とする。

（2）開催日時

令和7年9月12日（金） ※指定時間は後日連絡

（3）開催場所

可児市役所庁舎4階 第1会議室（待機場所：庁舎4階和室）

（4）出席者

3名以内とする。

（5）失格要件

指定した時間に開催場所に出席しない場合は、失格とする。

9 審査

（1）審査基準

別表「評価表」のとおり

（2）審査方法

市関係者等で構成する選定委員会において、（1）に定める審査基準に基づき、企画提案書等の審査および企画提案者による提案を受けたうえで総合的に評価し、最も優秀であると認められた者を契約候補者、次点とされた者を次点者として選定する。

10 審査結果通知

審査の結果は、審査結果通知書（様式3）により全ての企画提案者に対し通知する。なお、評価内容についての問い合わせには応じない。

通知予定日：令和7年9月16日（火）

11 契約（契約候補者の変更）

契約にあたり契約候補者と協議を行った結果、合意に至らなかった場合や辞退した場合、契約締結時において市から指名停止を受けている場合、その他契約にするにあたり不適格と判断した場合は次点者と協議を行う。

12 その他

- （１）本プロポーザルに係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- （２）審査結果に対し、異議を申し立てることはできない。